

○議事日程

令和7年6月4日（水） 第2日

- | | | |
|-----|----------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
（岐南町税条例の一部を改正する条例） |
| 第 3 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて
（岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 第 4 | 議案第31号 | 岐南町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第32号 | 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第33号 | 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第34号 | 令和7年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第 8 | 議案第35号 | 令和7年度岐南町介護保険特別会計補正予算について |
| 第 9 | 議案第36号 | 令和7年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算について |
| 第10 | 議案第37号 | 町道路線の認定について |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10 名

- | | | |
|---|---|-----------|
| 1 | 番 | 広 瀬 恵理子 君 |
| 2 | 番 | 加 藤 雅 浩 君 |
| 3 | 番 | 長谷川 淳 君 |
| 4 | 番 | 村 山 博 司 君 |
| 5 | 番 | 松 本 暁 大 君 |
| 6 | 番 | 三 宅 祐 司 君 |
| 7 | 番 | 松 原 浩 二 君 |

8	番	櫻井明君
9	番	渡邊憲司君
10	番	木下美津子君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤友紀君
副町	長	傍島敬隆君
教育	長	野原弘康君
総合政策部	長	安田悟君
総務部	長	服部貴司君
子ども未来部	長	三輪学君
健康福祉部	長	堀場康伸君
住民部	長	小野木崇夫君
基盤整備部	長	板橋篤志君
会計管理者		井上哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	摂田真広
書	記	高木明美

開議

午前10時02分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしてあります。

これより日程に入ります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会規則第120条の規定により、議長において3番 長谷川
淳議員及び4番 村山博司議員を指名いたします。

第2 承認第2号

○議長（櫻井 明君） 次に日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（岐南町税条例の一部を改正する条例）についてを議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明を聴取しておりますので、直ちに質疑を行います。

承認第2号の質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

承認第2号に対する討論を許します。討論はございませんか。

（討論なし）

○議長（櫻井 明君） 討論なしと認めます。これにより討論を終わります。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、本案は承認されました。



第3 承認第3号

○議長（櫻井 明君） 次に日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題といたします。

（議案掲載省略）

○議長（櫻井 明君） 本案件については、既に説明を聴取しておりますので、直ちに質疑を行います。

承認第3号の質疑を許します。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（櫻井 明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

承認第3号に対する討論を許します。討論はございませんか。

(討 論 な し)

○議長（櫻井 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、本案は承認されました。



第4 議案第31号

○議長（櫻井 明君） 日程第4、議案第31号 岐南町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（櫻井 明君） 本案については、既に説明を聴取しておりますので、直ちに質疑を行います。

議案第31号の質疑を許します。質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

○議長（櫻井 明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、討論を行います。

議案第31号に対する討論を許します。討論はございませんか。

(討 論 な し)

○議長（櫻井 明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。



第5 議案第32号

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第5、議案第32号 岐南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（櫻井 明君） 本案については、既に説明を聴取しておりますので、直ちに質疑を行います。

議案第32号の質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第32号に対する討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。



第6 議案第33号

○議長（櫻井 明君） 次に日程第6、議案第33号 岐南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（櫻井 明君） 本案については、既に説明を聴取しておりますので、直ちに質疑を行います。

議案第33号の質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第33号に対する討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論なしと認め、これで討論を終了いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。



第7 議案第34号

○議長（櫻井 明君） 次に日程第7、議案第34号 令和7年度岐南町一般会計補正予算についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案については、既に説明を聴取しておりますので、直ちに質疑を行います。

議案第34号の質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第34号に対する討論を許します。討論はございませんか。

(討論なし)

○議長（櫻井 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。



第8 議案第35号

○議長（櫻井 明君） 次に日程第8、議案第35号 令和7年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案については、既に説明を聴取しておりますので、直ちに質疑を行います。

議案第35号の質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第35号に対する討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。

————— ◇ —————

第 9 議案第36号

○議長（櫻井 明君） 次に日程第9、議案第36号 令和7年度羽島郡二町教育委員会特別会計補正予算についてを議題といたします。

—————

（議 案 掲 載 省 略）

—————

○議長（櫻井 明君） 本案については、既に説明を聴取しておりますので、直ちに質疑を行います。

議案第36号の質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第36号に対する討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。

————— ◇ —————

第 10 議案第37号

○議長（櫻井 明君） 次に、日程第10、議案第37号 町道路線の認定についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

○議長（櫻井 明君） 本案については、既に説明を聴取しておりますので、直ちに質疑を行います。

議案第37号の質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長（櫻井 明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第37号に対する討論を許します。討論はございませんか。

(討論なし)

○議長（櫻井 明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。

◇

休会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の日程は全部議了いたしました。

お諮りいたします。明5日から16日までの12日間を議事の都合により休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井 明君） ご異議なしと認めます。よって、明5日から16日までの12日間、議事の都合により休会することに決定いたしました。なお、次回の会議は6月17日午前10時に開きます。

◇

散会

○議長（櫻井 明君） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時13分 散会

◇

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻井 明

岐南町議会議員

長谷川 淳

岐南町議会議員

村 山 博 司

